

山野集

NO. 107

18.4.23

兵庫県宍粟市教育委員会
社会教育課内
山崎郷土研究会
電話62-2000

山崎町須賀沢 長井家文書に見る
高瀬舟関係資料の読み出し(一)

高瀬舟関係資料の読み出し（一）

森本一

(一〇五号より続)

六 荷物送り状と受取証

船積勘定帳を見ていたら、荷物の送り状とその荷物の受取証が折り紙の間から出てきた。通常は送り状は、相手方に渡し、受取証は別途に保管するものだと思うのに、この二つが揃って出てきたので取り上げてみる。

川戸 伊太郎

假請取 川戸 伊太郎
一、小割六十六束也
川四十六錢二厘
右ノ通り正ニ受取り候也
二月四日和田太七
スカ 長井傳四郎 殿
印

まず、上が川戸の伊太郎船で、宛先が二つなので、送り状を相手方に渡さなかつたのだろう。

後『荷物船積勘定帳須賀長井商店』の内一月二二

頭さんは代金を精算して帰ってきたのである。

一、檼板 九間六合五勾
川 一円四十七錢五厘
しき 二十五錢
だちん 四十八錢二厘
別取かえ 三円十錢
右は葛根村勇吉殿ヨリ
正ニ御受取被下度候也

堀本喜兵衛様
ス力
長井傳四郎本店

次に揚げたのは、樺板を堀本喜兵衛さんに送った送り状であるが、それには諸経費と共に取替の代金も書入れ、送り主の所・氏名も書き添えている。

高瀬舟関係資料の読み出し（二二） 森本 一二二
宍粟市における農民運動の一端 上山 勝
池田家履歴略記 浅田 耕三
山崎町歴史街道（十二） 会報部

21 19 17 7 1

十二日以後の分を見ると、炭・割り木・丸太の積み出しが盛んに続いている。

二十二日・関の炭三十九俵、三谷の炭七俵、上丸十五石を菊松舟で積み出し、二十四日・安志の炭百三十五俵、(甚)の炭三十七俵、(大)の炭十八俵及び上丸七石を弥吉舟に積み、同日・上丸十九石を新造船に積み二月に入つてからは、割り木(小割)がたくさん出ている。十三日には、上小割四百束前後を積んだ舟を八艘と、上丸二十五石積み一艘、上丸十石と上小割百九十九束を一艘の計十艘もの舟を同じ日に出している。

これらの舟の積み荷の量であるが、それを出すためには、炭一俵・割り木一束の重さを知らなければならない。この点については、後述の『荷物蔵敷錢定書』に炭俵のことが出ている。

正味重量	四貫の炭	一俵に付	三厘五毛
同	五貫の炭	一俵に付	三厘五毛

炭は四貫目を取ることにすると、十俵で四十貫、つまり一石である。前記二十四日は、炭の荷物三口合わせて百九十俵と丸太七石を積んでいるが、炭百九十俵は十九石、それに丸太を七石を積んでいるので合わせて二十六石を積んだことになる。

また、割り木であるが、

その重量を一束二貫目とすると、二十束で一石となる。

十三日に積んでくる四百束は二十石ということになる。これらのこ

割木算用書 明治三十六年度分	
一、 束数	三萬三十八束
外に	丸太百九十九石五斗
内訳	一、 上小割一七、七四七束
	一、 同小束分四、〇〇〇束
	一、 長寸割 一、〇四〇束
	一、 浅小割 七、二五一束
一、 代金一千二百十円九十銭一厘	

とか考へると、三十石積みの舟も、炭俵や割り木は軽くて嵩高なので、重量を目一杯まで多くは積めなかつたのであろう。

それにしても、これらの炭や割り木などはどこへ、どれだけ出ていたのだろうか。その積み出し先に、網干吉美村の蟹江商店からの『割り木算用書』がある。

ここに掲げたのは、長井也殿宛の親展文書である。これは明治三十六年(一九〇三)八月二十五日に出したものであるので、前書きしている『荷物船積勘定帳』の蟹江商店の代金支払い計算書である。

三万束の割り木と二百石の丸太は、何艘の船に積んだのだろう。一商店との取引がこのように多いのだから、当時の長井商店と、出石浜の繁栄ぶりがうかがえるというものである。

荷物勘定帳一(帰り船の積み荷の記録帳簿)

今まで見てきたのは、出石からの下り荷であつた。その積み荷は、年貢米や薪炭が中心であつたが、網干などで荷を下ろした後、帰り船はどんな荷物を積んで上がつてきたのだろう。

それについては、長井家に『荷物勘定帳』があつて、日々の荷物について、品目・数量・その発送人・受取人・運んだ船の船頭名などが記入されている。その様子を帳面で見ると、

四月九日	一、 砥石 四丸 シカマ 岡山彦一 出
	山城屋清兵衛行き 船作蔵
一、 青玉 金(藍玉) 二本 シカマ 仁八郎出	福本作太郎行 船長兵衛
一五日 一、 石灰 一〇俵 二郎衛門送り	喜助殿行き 船甚五郎
一五日 一、 あいかめ 四本 上かわら 五助	大町市平殿 行き 船 德松

この帳面には折り紙の間に、綴り込みの紙片があります。それを開いてみると、送り状がはさんであります。船頭さんは、荷物と共にこの送り状を、船問屋の伝四郎さんに出すのでしょうか。船問屋では、これを見て品物の種類と数量を確かめて記帳し、宛先に送るのでしょう。

送り証

一、本キ藍玉 二本

右送候条着候砌御改め御受取

くださるべく候

明治十五年五月十九日

シカマ豊島仁八郎

安志大町 有末市郎平殿

送り状の事

一、酒明樽二十五挺也

ただし川船貨済み
右者安志有末謙十郎方に着早々御

送下さるべく候 以上

明治十四年十月九日

龍野片岡友次郎

須賀村 長井傳四郎殿行き

(一) 帰り船積み荷（塩）の送り状

上記は北脇村の船問屋・次郎

平さんから須賀の船問屋・長井
傳四郎さんへの荷物の送り状で

ある。その内容は、網干吉備の
肥塚商店の塩を安志の店屋六軒
へ船積みしたので、受け取つて
くださいというものである。

これによつて、網干からの帰
り船に塩を積んだこと、そして
その量の多さから塩が帰り荷と
いふべきものである。

一、ク三十俵三メ

種屋庄二郎次貢へ

記

網干きび

肥塚源七

一、塩五十俵三メ俵 安志

石屋英蔵

一、塩五十俵三メ俵 山城屋清治

一、ク込三メ判 同人
十俵
一、ク三メ二十俵 種屋西店
一、込四メ十俵 同人
一、三メ俵

荷俵には、「並」と呼ばれる三貫俵
と「込」と呼ばれる四貫俵があつた
ことが読み取れる。

三十俵 中村屋

一、四メ俵

込十 角屋

メ なみ 百八十俵
込 三十俵

十一月七日 北脇村
すか 傳四郎殿 次郎平

これも塩の送り状です。明治十九年三月、揖東郡新在家の川
中実吉さんから須賀村の傳四郎さんへの『送り券』です。古浜の
六貫入りの塩五十俵を送りますので、改めの上、

安志村の中村善五郎さん

へ送つてください。と言
うものです。

前の肥塚商店の塩といふ、

この塩といふ、こんなに

多くの塩を何に使つたの
でしょうか。私の家でも、

昭和の二十年代までは醤
油や味噌を自家生産して
いたし、秋じまいには、
大きな桶に大根を漬けて「こ

送り券

一、古浜六貫塩五十俵

右の通り積み送り候間着の砌御改め
御請取下され度候也

川 八十俵

揖東郡新在家村

明治十九年

川中 実吉
第三月九日 代 円尾 勇吉

安志村 中村善五郎殿

うこ」にし、夏には、梅を三日三晩の土用干しにして塩漬けにして、一年中のおかずにしていました。そのためたくさんの塩がいるので、俵で買って、味噌木屋に据え、その下に壺を置いたのです。そして塩の俵から落ちる「にがり」を集め、それで豆腐を作つたのです。このように普通の農家では、塩さえあれば自給自足の暮らしができたのです。

だから、小さな安志の谷にも、こんなにまとまつてたくさんの中の塩が入るのです。

(二) 川上げの色々な荷

長井家には、明治十四年から五年間の川上げ荷を一冊にした『荷物勘定帳』があります。これは本紙半折の長帳（大福帳）で五十枚ばかりも綴られた大部のものですので、川上げされるすべての品を見ることができると思われる程の貴重な資料です。

しかし、この長井家は出石浜から下った須賀があるので、ほとんど後背地の安志谷の品物を扱つており、山崎の町屋のものとは差異があるかもしれません。その大部の帳簿を繰っていくと、大量に入つてくる物は、やはり塩と石灰であり、その他いろいろな生活用品が見られます。また、紺屋があるのか、藍玉や、酒屋の酒の空き樽、菰包みもよく目につきます。

塩があるのだから、砂糖はないかと探していたら、二箇所ばかりで目についたので取り上げます。一つは、十二月九日の記載の中に、砂糖二丁を河田新左衛門さんが葛屋と中村屋へ送つたもので、もう一つは、笛屋さんが幸七船で砂糖桶一つと障子紙などをぬか屋へ送っています。

ここで気になるのは、砂糖は壺に入つていて、桶に入れられ

ているのはまだ白砂糖ではなく、飴状の黒砂糖だったのでしょうか。何かそんな気もしますが…。

明治14年 荷物勘定帳（その1） 長井傳四郎

月日	品名	数量	荷出元	受取者	船頭
5.21	本・あい	2本	仁八郎送り	喜助行き	下野 長兵
5.22	雨傘	2丸	橋元屋	中村屋晋平	松五郎
ク	ク	3丸	ク	庄二郎	ク
6.1	クツ石	2ヶ	福地屋六兵衛	願寿寺	源之助
ク	ク	2ヶ	ク	片山明治	與兵衛
6.2	石灰(5貫)	33俵	キビ直衛門	亀五郎	香山 富蔵
6.4	包酒俵	100枚	福地屋六兵衛	岡田善五郎	新蔵
6.5	石灰五貫入	9俵	二郎衛門	市兵衛	甚五郎
ク	びん付け	2箱	中川武平	中村弥太郎	ささ 勝蔵
6.9	石灰6貫	40俵	キビ直衛門	京屋喜作	左衛門
ク	ク	10俵	ク	京屋藤平	ささ 勝蔵
ク	ク	20俵	ク	ク	下ノ佐七
6.11	塩正6貫	40俵	差四郎	直衛門	松五郎
ク	あい玉	2本	仁八郎	作二郎	下ノ長平
ク	6貫俵塩	50俵	茶屋吉	直衛門	ささ 徳蔵
6.12	3貫俵塩	20俵	茶屋吉	直衛門	弥蔵
6.13	3貫俵塩	40俵	惣八	直衛門	香山 千蔵
6.15	6貫俵塩	45俵	上田直	直衛門	善之助松五郎

(三) 明治十四年荷物勘定帳

この表は川上げ荷物の記録帳の抜粋です。このように月日、品名、数量、荷物の送り主、受取主その船の船頭名というように一定の形式できちつと書き込まれています。

また、この年の春川の最終は、六月十五日、秋川は十月六日であることも読み取れます。

(四) 海上運賃と川船賃

長井家文書・明治三十年『荷物船積み付込帳』には、網干湊問屋などからの川上げ荷物の伝票がたくさん綴り込んである。

その中には、海上運賃の記録もある送り状があつたので取り上げてみる。

これは、神戸市多聞通りに出ている中村佐市郎さんが、『ゴ

明治14年 荷物勘定帳（その2）

長井傳四郎

月日	品名	数量	荷出元	受取者	船頭
10.6	秋川				
10.8	合かさ	3丸	福六	山城屋清左衛門	香山甚蔵
ク	ク	1丸	ク	たねや庄二郎	同人
10.8	伊豫砥外	3丸	六兵衛	庄二郎	利衛門
10.9	石灰五斗	2俵	二郎衛門	市平	甚五郎
ク	石灰小	10俵	ク	あんじ 新助	ク
10.10	空樽	35本	たつの友二郎	かのうや行き	伊之助
10.19	塩物	14かこ	網干市場茂助	竹藏	下野孫二郎
10.20	あい玉	2本	シカマ田中	大町吉兵衛	ささ庄蔵
11.9	塩物たる	1丁	アホシ米蔵	角屋行き	新助
11.11	かめ46本 とくり25本		安鍋屋	庄二郎	香山茂太郎

『ザ包み』の荷を安志の中村平七（父兄か）さんに送っているものである。その荷を扱ったのは、余子浜の庄七郎さんであるが、須賀の傳四郎さんに船積みしたという送り状であるが、その海上運賃も取り替えてるので、川上げ賃と共に支払ってほしいというものである。

神戸から網干までの海上運賃は十二錢と割安なのに、須賀までの川上げ賃は距離に比べて十六錢と高額である。これは高瀬舟を引き上げるための労力がたいへんであるからであろうが、海上運賃との比較もできて、興味深い資料でもあるので取り上げてみた。

またこの頃、明治の末年には、木材、米などの大量の品だけでなく、個人の小さな荷物まで海上輸送をし、網干から高瀬舟を使っていた者があつたことがよくわかった。

このようにたくさんの物資が、須賀の船問屋から安志の店に上がりついているので、その店を見たいと平成十五年六月、安富町の野中先生の案内で町家を見て回った。

安志藩一万石の城下町、台所である旧街道に沿つた町家であるが、今はもう昔の名残もなくなり、格子戸の家に昔の繁栄の跡があるとはいえる。店はなくなり、住んでいた人たちも他に転出しておられ、時の流れにわびしい思いで帰つたものでした。

須賀 伝四郎様	庄七	此運賃	一、ござ包み	右ハ神戸多門通壱丁目	西村伊兵衛方ニテ中村佐市郎殿
		海	壹ツ		
		浜渡し			
		金拾弐錢			
		川船ちゃん			
		金拾六錢			
		右之通取りかへお渡し可申也			
		一月十四日			
		余子浜村			
		播出安志村中村平七殿行			
		出し			

(五) 甲戌貢米の船積み

たくさんに積み上げられた船積帳などの大福帳を見ていたら、老婦人が箱の中から紙紐で縛つた切り紙の束を差し出された。早速開いてみると、甲戌の貢米の受取証の束であった。その一枚をここに掲げます。

甲戌は明治七年である。去年即ち明治七年の貢米二十五俵（十石）を確かに受け取ったという証文を、夫役の船頭甚左衛門さんがもらってきたものである。

この紙束の中には、同文の受取で二十五名の船頭さんが出ており、村名の出ているものが多いのでまとめてみると、香山の船頭さんが一番多くて十一名あり、川戸二名、宇原一名だが、所の出でない人が十一名あるのは、地元の須賀村（出石浜）の船頭さんのため、所を省略したのであろう。これを見るといろいろなことが考えられる。

まず第一に、明治八年になつても旧幕時代のように、税として米を収めさせ、その米を江戸、大坂方面へ送つていたのであろうか。次に、一日ではなかろうが、須賀村の一間屋が米を拾石積んだ船を二十五艘一即ち二百五十石もの米を積み出しているのである。もちろん、これは東西出石の問屋からも積み出しだらうかる。（これは、文久四年、網干成田屋の江戸御廻米、二千七百石にも見られる。）川筋の船頭さんは何人あって、何千石の米俵を川下げするのに何日を要しだらう。（この時期の浜の混雜、にぎわいが偲ばれるのである。）

ところでこの米の川下げは、今まで見てきた船積帳には乗せられていないのである。その理由として考えられるのは、米俵が藩

や代官所の蔵に納められて、係の役人が取り仕切るので、船問屋は一定の川下げ賃（例えば、一石に付二升五合とか）をもらつて船積みをしたのであろうか。

明治八年二月五日
貢米船積分

村名	船積名
宇原	甚右衛門
香山	甚蔵
	喜右衛門

(六)

天領年貢船川下げ終了の通知

高瀬舟にとつて年貢の川下げは、本来的の任務であり、また最大量の仕事であることは折々に述べてきたところであるが、ここではその川下げに当たつての通達について見ていただきたい。

この覚書は、館林藩預かり所の天領である安栗郡村々の役所、網干湊御用先の朝倉庄蔵が出たものであるが、その文面は、先に館林藩の預り所となつてゐる天領

夫宇原甚左衛門
一、甲戌貢米武拾五俵
此石 拾石也
右の通正ニ受取り候也

記
物成（年貢米）
を江戸へ回送す
るため、出石河
岸から網干湊へ

八年二月 日 飛石伊三郎

須賀村 長井傳四郎殿

計	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	千次郎
二十五枚	ク	芳松	清藏	佐兵衛	佐兵衛	房藏	市蔵	川戸	芳蔵	千蔵

覚

館林預り所播州完栗郡村々亥納メ御	物成 江戸御廻米出石河岸・網干
湊え川下中 難船破船郡而(すべて)	達變之儀有之節ハ 被致手当候様
先達而相触候處 昨九日迄ニ不残川	下ヶ相済候間 可為其意候 此触状
早々順達留リ村 網干湊藏元宗十郎	方へ可被相返候以上
三月十日 錦干湊御用先	館林御預り所役所
朝倉 庄蔵 判	

下
余子浜村 奥浜村 新在家村 下余
部 中嶋村 上余部 上河原 真砂
灰原村 東用村 新在家 今市 袋
尻村 正條村 市場 野田 伊保村
山下 町屋 半田村 日飼村 嶋田
村 宿村 佐野 猪崎 北村草飼
井ノ原 新宮 吉間 下野 下釜
上釜 香山 宇原 川戸 比地 御
名 舟元 中広瀬 今宿 須賀
右村
庄屋
年寄 中

を出し、『川下げ期間中（何月何日より）川沿いの村々においては、特に気を付けて、もし川瀬に苦しむ難船や、事故による破船などの異変が生じた場合は、すぐに出役してその手当をする。』ように触を出していったのであるが、昨九日までにすべての船の川下げが済んだので、この間の見張りを解くようと、この触書を回すので、早々と順達し最後の留め村である網干湊藏元宗十郎方へ返されたい。』といふ覚書である。

その覚えの順達は、余子浜より始めて、奥浜、新在家と網干の浜から揖保川を上り、四十か村を経て今宿の山崎藩川役所から須賀天領役所で終了し、早急に留り村である網干湊の藏元宗十郎方へ返送されたいというのである。このように綿密・周到な手続きによって年貢米の安全を計る手立てを尽くしている。

を出し、『川下げ期間中（何月何日より）川沿いの村々においては、特に気を付けて、もし川瀬に苦しむ難船や、事故による

宍粟における農民運動の一端

歴史部会報告昭和46年8／25

上山勝

一、社会的背景ならびに県下の情勢

第一次世界大戦を境に、大正期は一段と労働争議・小作争議が激増してくる。大戦による好況は資本家、地主等には利益をもたらしたが、物価の高騰により労働者、小作人は一層貧窮におちいった。

一方、吉野作造、大山郁夫、北沢新次郎などによる大正デモクラシーの思想が高まり、また、大正六年以降のロシア革命等の思想も影響し、人間解放、社会改造論等が多く唱えられ、労働運動・労働争議、小作争議等各地に起これり、労働問題、小作問題等が社会問題として、大きくクローズアップされた。

大正七年の米騒動を発火点として、小作争議も全国的に暴發し、県下でも第一表のように年を追つて激増していった。しかも大正十・十一・十二年は全国小作争議件数の二十一～二十四%を兵庫県がしめ、全国的にも屈指の農民運動を展開した。

県下争議を見る時大正九年頃までの前期小作争議は、散發的自然発生的なものであり、小作側の小作料減免要求に対し、地主側の小作地引き上げ等が争議の中核であり、村単位の自然発生的、小規模の型であった。

ところが、大正十年以降の後期小作争議の時期に入ると、小作側は小作組合から、農民組合へとより一層広範な組織的規模に発展し、争議内容も小作料減免要求から、小作料不納戦術に転換し

ていき、さらに政治運動・人権闘争へと発展していった。

一方地主側も農地立入禁止処分の執行や、立毛差押えなどの提訴で対応し、さらに官憲・裁判所等による国家権力でこれの鎮圧にのりだし、対立はいつそう深刻化していった。

山崎町新富座において、阿部磯雄などの出席を得て結成大会が持たれ成立した。

西播八支部は次の通りであった。

神戸村 東市場・安積

染河内村 下野田・上野田・能倉

西谷村 斎木・有賀・皆木

連合会長は染河内の植木宇吉、副会長は神戸村の佐伯政雄を選出した。

日農も大正十四年末には県下で四千余人の組合員を擁し、同年四月一日の町村会議員選挙には組合員の中から多数の議員を送り出した。宍粟郡染河内村では十二議席中九名の当選をみた。

しかし運動の発展はかならずしも平坦でなく、意識の不揃いもあり、大正十五年日本農民組合は分裂し、改良主義派の東播連合会は全日本農民組合同盟に、西播・淡路は革新派の日本農民組合にと戦線の分裂をひきおこした。

昭和二年の日農西播連合会の組織は次の通りであった。
(日農兵庫県連合会会報による)

年次	争議件数	参加小作人	全国比	小作組合数
T6	5		6	
7	8		3	
8	73		23	
9	67	3,268	16	
10	415	24,608	24	26
11	335	24,172	21	60
12	472	25,826	24	118
13	263	15,553	16	169
14	213	11,490	10	198
15	395	17,927	14	194
S2	196	6,906		229
3	193	3,753		227
4	120	4,215		171
5	90	3,235		170
6	173	5,345		177
7	98	1,551		161
8	75	1,816		158
9	208	7,072		154
10	138	4,081		154
11	157	3,564		168
12	167	4,432		170
13				191
14	109	1,350		190
15	87	1,800		183
16	80	687		
17	44	366		

註、空白は不明「近代日本農政史論」「兵庫県農地改革史」より

地区名	支部名	組合員数	支部長	支部所在地
南穴地区	庄能	一二	森本熊吉	山崎町庄能
七支部	上寺	一五	福本益夫	上寺
一二五名	鹿沢	不明	藤田新太郎	鹿沢

安城 岸 鹿 沢
矢 原 田 不 明

安城 矢 原 田 不 明

安城 矢 原 田 不 明

西前寿夫 藤田新太郎 古林源次郎 福本重男

安師村三坂 城下村金谷 矢原

神戸の賀川豊彦、杉山元次郎等は、農民の団結と組織化を強調し、大正十一年四月九日、神戸市下山手通のY M C A会館で全国の代表二百余名を集め、日本農民組合を創立し、農民運動のいつその発展をうながした。

県下の日農組織は

大正十二年五月東播連合会が十六支部一〇八三名で結成され
大正十三年九月淡路連合会が二十支部一〇〇〇余名で結成され
大正十四年二月西播連合会が八支部七百二十余名加入で

十六年春自作農組合も解散の運命をたどった。

東市場
安積
染河内
（上野田）
（中坪区）
（下野田）
（本谷区）
（山田区）
（福田区）
（能倉区）
西谷
（有賀野区）
（齊木区）
（安賀区）
（皆木区）
（日見谷区）

五六
四二
一五〇
三六
一八
二六
一八
一四
二三
一五三
四〇
二七
四〇
四〇
六

佐伯政雄
神戸村東市場
讚岐源四郎

安積
染河内村上野田
上野田
中山治右工門
本谷
中坪
山田
福田
能倉
西谷村斎木
有賀野
斎木
安賀
皆木
日見谷

北宍地区 四支部 五〇二名

（山田区）
（福田区）
（能倉区）
（西谷）
（有賀野区）
（齊木区）
（安賀区）
（皆木区）
（日見谷区）

福井秀一
足建伝蔵
藤原辰治郎
尾崎岩太郎
小林清一
田川好太郎
安風宗右エ門
伊藤佐助

一四

二三

一五三

四〇

二七

四〇

四〇

六

佐伯政雄 神戸村東市場
讚岐源四郎 安積
染河内村上野田 上野田
中山治右工門 本谷
中坪 山田
山田 福田
能倉 能倉
西谷村斎木 西谷
有賀野 尾崎岩太郎
斎木 小林清一
安賀 田川好太郎
皆木 安風宗右エ門
日見谷 伊藤佐助

兵庫県合計三四支部 一六三二名（東播の全日農同盟は含ま
ず） 農民運動も昭和に入り、満州事変以後のファシズムのもと
で崩壊の運命をたどるが、宍粟郡染河内においては、第二次大戦
前も、また大戦中も組織を解くことなく、戦後まで組合を維持し
続けた。

戦後農地改革により、自作農化したが、再び土地が少数の手に
集中するのを防ぐため、自作農組合に改称し、土地を売りたい者
は組合に申し出、組合は協議の上耕作面積の少ない者に優先的に
あつせんし、格差のない耕地経営をめざして昭和四十六年まで
た。しかしながら見通しのない現在の農業経営の壁の前に昭和四

二、宍粟郡における農民運動 (一) 染河内村の農民運動

①概要

宍粟郡における農民運動は、染河内村（現宍粟市一宮町）上野
田部落に端を発した。大正七年四十六戸の部落中三十六戸の加入
で小作人組合を作り、地主に対し小作料の三割減免要求等を続け、
やがて大正十一年日農が組織されるといちはやく小作組合を改め、
日農上野田支部を結成、周辺村々へ働きかけ、四ヶ村二十二部落
に日農組合員を組織していった。

その間上野田では、耕作権の組合管理、耕地の交換分合等に着
手し、耕地の平等分配等、他に例をみない活動を展開した。

また大正十三年九月小作調停県下第一号を成功させ、大正十四年
には染河内村議選では十二議席中九名の組合員議員を当選させ、
めざましい活動をくりひろげた。
同十四年春には日農西播連合会を宍粟郡山崎町新富座で創立さ
せ、大正十五年地主の小作地取り上げに対して、警官二百名と対
立、滞納小作料減免要求の大部分を貫徹し、西播農民運動の中核
として又県下農民運動の原動力として活動を展開した。

②農業事情

染河内村上野田の明治三十六年の土地台帳をみると第二表のよ
うな田の所有状態である。

地主I氏は安政六年、二十才の時I家へ婿養子に入籍、当時の
I家の土地所有は、上野田部落に限つてみると約一割を所有する
程度の小地主であった。

地主I氏は入籍後 製糸業に着手、近隣養蚕家から繭を仕入れ、但馬方面から娘さんを雇い、宅地内の建物の中で糸繰りを始めた。製糸で相当の収益をあげ、やがてそれをもとで、高利貸しを始めた。村内の小農は田畠・山林を入質し借金し、その返済に窮し結果地主I氏のところに土地が集中した。上野田には伊勢参り田というのがあちこちにあり、地主I氏は伊勢参りを勧め、費用を前貸しし、秋の収穫で返済を求めた。不作が続くと前借りが次々滞り結局田畠・山林を手離さねばならなかつた。

地主I氏一代で手に入れた土地は、上野田だけにかぎつてみても田総面積の四十五%余りにのぼる。先代から相続したものを作せると五十五%余り土地をI家だけで所有する結果となつた。

第三表は大正十一年の上野田の自小作別作付け面積表である。作付け総面積のわずかに十七%が自作のみで、あと八十余%は小作地である。

小作料もひじょうに高く、平均反当二石であつたと古老は伝えている。実収の八十%以上である。

小作人は土地を耕作していればいつかは自分のもとに土地が還ると思い、土地への執着が強く、土地の耕作を競いあつた。その度に小作料は反当五升、一斗とつりあがつていつた。

明治三十二年地主I氏が隠居し、養子のS氏の代になると、S氏は過酷な小作料の徴収を嫌い田畠を突如大正二年小作人に無断で、揖保郡東栗栖村の苅尾C氏に売り渡した。農民が驚いている間に、苅尾は大正四年飾磨郡津田村の平野E氏に転売した。新しい地主平野は小作料の取上げはひじょうに厳しく、未納があると仏壇、家具まで取上げたと古老は伝えていた。

仏谷とまで言われた純朴な染河内谷の人たちが、峻烈な小作争議を開く姿勢に変わるのは、無断で突如土地が次々と売買されていったことに対する動搖と、過酷な小作料の取上げが直接的な原因となつたのである。

③ 小作人組合と日農支部の誕生

地主が平野氏に変わると農民の不安と窮状はいつそう深まるばかりで、ついに団結して地主に対する策を案じた。

大正七年、まったく外部の指導を受けることなく、三十四戸の加入を得て小作人組合を作つた。植木宇吉を組合長に次のようない点を団体交渉し成果をあげていつた。

(ア) 作柄に応じて二~五割の減免要求をし要求額の半額ぐらいたは減免を納得させた。

2表 上野田土地所有形態(明治36年)

	畝 步	%
田総面積	15町7反3畝16歩	100%
I 家	相続分 1町5反3畝29歩	9.8
	地主I氏 購入分 7町1反4畝22歩	45.4
村民40余名分	7町0反4畝25歩	44.8

3表 上野田自・小作別田作付面積(大正11年)

	面 積	%
作付総面積	18町4反0畝01歩	100%
自 作 地	3町1反6畝17歩	17.3
小 作 地	15町2反3畝14歩	82.7

この時のI家の土地所有状況は、田畠十六町八反、山林三十余町歩である。I家の所有を除く七町余りの土地も大半は二~三の地主が所有し、四十余りの農家はほとんど小作であった。

(イ) 耕作権を組合が握り、小作競争による小作料の引上げをなくした。

(ウ) 十名の委員を出し、農地の整理、すなわち土地の交換分合等をし、耕地の不公平をなくした。

(エ) 小作地十五町歩を組合で管理した。

大正十一年四月九日、日本農民組合が、賀川豊彦、行政長蔵等の手により神戸市で創立された。神崎郡福本で日農宣伝講演会があることを新聞で知った小作人組合はさつそく植木宇吉、岩木利助等を神崎へおり、講演を聴取させた。

賀川氏は反戦、地租免税を力説、日農加入を勧誘、感激した両氏は帰村後さつそく日農参加をよびかけ、同年、三十六戸の参加を得て日農上野田支部を結成した。

結成時の役員は次のとおりである。

組合長	植木宇吉	会計	植木宇吉
監査	大坪仙太郎		岩木久太郎
評議員	岡本豊平	岩木仁三郎	岩木多吉
			秋田静一郎
	岩木利助	大坪仙太郎	岩木久太郎
		大坪政市	
	岩木伊三郎	(翌年)	姫路完太郎追加される。

も農民組合員三〇〇人余りと警官が衝突する争議が起こった。
六月、神戸村では例年どおり近隣村の農民組合員の応援を得て、共同田植えをするべく準備をして応援を待ったが、警察は入村する者を検束して入村を許さなかつた。ところが、一四日未明には染河内村・安積両村から三五〇人余りの組合員が警察の目をくぐつて入村し、三六町歩余りの小作地のうち、一六町歩の田植えを一日で済ませ、夕方、豊作祈願に伊和神社へ参拝した。
その帰途、平素地主側についている某家の前を通つた際、某が農民組合員に対し、いやがらせを言つたので、組合員の中の元気のよい者が、鍬で某家の板塀をたたいてやじつた。これに対し警察は、暴動を起こしたとして多数の警官を入村させて、検束者を署に連行した。さらに翌日一五日未明、警官は農民の寝込みを襲い、百人余りを検挙し、山崎警察署で数日間取り調べた。結果的には小作地立入禁止の状態となつた。

厳しい取調べは、農民組合に対する弾圧であり、六月二三日には、二一人の組合員を姫路の刑務所へ収容した。裁判は八月一二日に予審を終え、第一回公判を十月一二・一三日にひらいた。

公判では、被告に対する拷問の事実も明らかにされた。
一一月五日と翌三年一月一三日に神戸村で実地検証が行われ、四月一四日に一審判決が出された。

懲役一年二人、十ヶ月一人、八ヶ月七人、六ヶ月一二人であつた。しかし、即日控訴をし、実刑を受けたのは一人で、他は執行猶予となつた。このような厳しい取締りが著しく影響し、また社会主義運動内部における対立や分裂等もあり、神戸村争議を契機に、県下の農民運動は大きく転換していくた。

《神戸村小作争議》

神戸新聞社刊行兵庫県大百科事典より（昭和58・10・1刊）

大正十四年（1925）の宍粟郡染河内村小作争議は、数百人の農民組合員と、非常に多くの警官が数日間対峙した大きな争議で、農民組合側が勝訴した。二年後の昭和二年、隣村の神戸村において

〔参考〕

『兵庫県農民運動史』法政大学経済学部農業問題研究会発行
 昭和32年発行、「宍粟郡における農民運動の一端」山崎町歴史
 研究部会報告 昭和46年。

染河内村小作争議記録

記録（染河内村上野田 岩木仁三郎氏）
 採録（上山 勝 藤原 誠）

採録期日 平成一七年十一月十三日

一、右田畠地ヲ競作ヲナス為小作料ハ高クナリ 小作料ノ納入ニ
 困リ 其年ノ米収入高全部納入シ尚不足ヲ生ズル場合ハ翌年ノ麦
 ヲ以而支払ヒ又ハ日雇人夫ヲ以而右小作料ニ充ツ
 一、地主I氏全S氏ノ代ニ至リ両者ニ於テ四十年余右田地ノ所有
 シタル後チ右土地ヲ 宍粟郡山崎町□□□氏ニ売渡ス 土地売
 渡ノ時ハ小作人ニ一応ノ通知ナシ

一、□□氏はニヶ年ノ所有ノ後飾磨郡津田村今在家平野E氏ニ売
 却ス
 一、平野氏ハ小作料ノ取立テハ非常ニ嚴シク 小作人ノ家具ナド
 ヲ差押エシタ事アリ

上野田小作組合記録

一、大正七年兵庫県宍粟郡染河内村上野田農民小作者三十六名ヲ
 以而組織ス
 一、明治初年當時ノ現状 田畠地山林ハ部落民相互ニ所有シテイ
 タモノナリ

一、右時代に当部落内ニ地主I氏ガ部落農業者ニ金銭貸付ケ高利
 息ヲ加工
 元利返済ノ請求ヲナシ 金銭ヲ持而返済出来ナイ者多數有リ此
 ノ人達ノ田地畠地

山林ヲ以而右ノ所有トナル 上野田農民ハ大歩分地主I氏ノ小
 作人トナル
 一、當時の小作人の態度 小作人ハ相互ニ田地ノ作競ヲ致シ 異
 土地ヲ変動有ル度毎ニ

其他多數ノ人々

一、日本農民ノ宣伝ニ努ム 染河内村小作人全部加入ス 西谷
 安賀 有賀

皆木其他安積東市場須行名金屋揖保郡相野ノ小作人加入シ至

ル所
 組合支部ヲ設置ス

一、大正十四年六月一日ヨリ全月十七日ニ至リ染河内村ニ於テ小作人大争議有リ
一、六月一日 染河内小作人側ヨリ調停申立書ヲ上野田岩木仁三郎訴訟ス
一、六月二日 小作人代表トシテ岩木仁三郎多田政雄二名ガ姫路裁判所ニ行キ受理ス
一、六月二日 能倉田地ニ於テ小作人總出ニテ田植ス 地主側總出ニテ右植付苗ヲ引抜ク
一、六月二日 能倉田地ニ於テ小作人總出ニテ田植ス 地主側總争議ハ大トナル
一、六月三日 小作側争議事務所ヲ能倉烟尾巻太郎氏方ニ設置ス
一、六月三日 警察官二百余名 染河内村ニ入り込ミ俱楽部ナド宿泊所トシテ昼夜警戒ヲスル 当時二十六名ノ憲兵モ入居ルトノ噂有リ
一、六月四日 西谷各支部ヨリ百余名 米十俵ヲ持チ（馬力車）ニテ応援ニ来タ
一、六月四日 地主側雇込タ応援人夫男女三十名ガ野村ヨリ入込ム
一、六月四日 地主側雇込用心棒ガ姫路市住人朝ノ海ト云フ人小分七、八名連レテ来村ス
一、六月十四日 山崎町ニ於而県小作信姫路裁判所々長其他立会人ノ上調停
始マル 全十五日至ルモ調停案ニ両者共譲ラズ不調ニ終ワル但シ右裁定案両者共三ヶ 日間ニ承諾スレバ右調停成立ト認ムル 但シ三日間猶予ヲ与フルト事ナリ

神戸東市場騒擾事件記録

一、六月十七日 爭議事務所ヨリ小作人側役員解散ス
一、六月十九日 岩木仁三郎宅ニ秋田静一郎氏來リ曰ク染河内小作争議調停不調ニ終リ 尚三日間モ経過シテ居レ共此ノ調停ヲ成立サシテハドウカトノ事 岩木仁三郎ハ此調停ハ成立サス様前回ノ染河内村支部会ニ於テ主張シタナレ共賛成者ハ谷支部長 岩木仙三郎氏ノミガ成立 今一度其勞ヲ取ルベク決心致シ早速西播連合会長植木宇吉 氏ニ面談シ直チニ染河内農民組合役員会ヲ十九日午後一時ニ開ク 岩木仁三郎上野田 支部代表ノ意見主張ス此ノ調停ヲ成立意見ニ賛成者ナイ時ハ上野田支部ハ自由行動ヲ トルト主張スレバ他支部役員ハ一応支部員ニ相談スル事
一、当日午後七時右再会ス 各支部共調停成立案ニ賛成シ 調停成立シ翌日（二十日） 手続ヲ行フ 染河内小作争議ハ之ニテ終リトナル
一、上野田支部ハ右争議ニ関係地ハ大前沢市氏所有地萬谷字一反余リノミナリ
一、右染河内争議費三百余円ノ内七拾二円ヲ出ス
争議費用ハ染河内小作地反当割トス右争議終リ

一、昭和二年六月十四日 神戸ニ応援ニ行終日神戸作業係員指揮
ノ下従事ス

午後六時頃全員伊和神社ニ参拝シ後示威運動ヲ行ヒ武者達ガ

少シ暴言行ス

被告人日本農民組合兵庫県連合会本部員壱名東市場支部員及

び
上野田支部員拾壹名

一、昭和二年六月十五日 朝農民組合八拾余名ヲ山崎警察署ニ送

ラル
一、六日廿三日迄ニ被告人貳拾貳名ヲ姫路少年刑務所ニ送ラル

一、予審□月□日ヨリ始リ全年八月六日デ終ル

一、保釈□月□日ヨリ始リ全年十月十二日ニテ全未決カンヲ出ル

一、予審終決ハ全年八月十二日ニ而終決ス

一、第一回公判ハ全年九月廿八日午前九時神戸地方裁判所姫路支

部法廷ニテ開ク通知有ル

一、右公判九月二十八日ト有ルヲ十月十二日及ビ十三日変更ノ通

知有ル
調べヲ行フ

一、十月十二日及び十三日ノ二日間ニ被告人貳拾貳名ニ対シ事実

知有ル
一、第二回公判ハ全年拾月十九日午前十時ニ決ス

一、拾月十九日公判ヲ拾月九日午前九時ト変更ノ通知有リ

一、拾月五日前八時ヨリ神戸村東市場ニ於テ現場実地検証午

後証人調べ通知有リ

右証人ノ名川見権兵衛 大住神主上山長治郎門積鹿治郎溝口

仙之助大倉和太郎

一、拾月五日現場実地検証及び全月九日ノ公判ヲ無期延期ノ通知

有リ

一、実地検証及ビ証人ニ対スル訊問ヲ拾貳月十七日現場ニテ行フ通

知有リ
一、拾貳月拾七日実地検証及ビ証人調ヲ昭和參年壹月十四日ト変

更ノ通知有リ
一、壹月拾四日実地検証及ビ証人調ベ全年貳月四日午前九時ト変

更ノ通知有リ
一、貳月四日現場ニ於テ実地検証及一部証人調ベヲ行タ

藤地主弁護士壱名
右立会人ハ裁判長 刑事 檢事各壹名 組合弁護士小岩井伊

一、昭和參年參月拾日午前九時第二回公判ノ通知有リ

右參月拾日ノ公判ヲ全月三十日及ビ四月一日ノ両日ニ変更
ノ通知有リ
一、參月三十一日ニ被告人全部ガ姫路裁判所ニ出頭ス

一、參月三十一日証人小瀬刑事溝口仙之助門積鹿治郎大倉和太郎

ノ訊問終リ閉廷ス
伊藤兩弁護士

一、四月一日弁論午前中ハ地主雇込ノ山地弁護士 組合ノ小岩井

午後地主雇弁護士敷下 小作人頼込ミ弁護士清瀬一郎氏弁論

有リ
一、被告人日本農民組合兵庫県連合会本部員壱人東市場支部拾名

上野田支部三名

一、昭和二年六月十四日神戸村東市場支部共同耕作ニ参加ス
一、全年六月十五日朝ヨリ農民組合員八十余名ヲ山崎警察署ニ送
ル
一、全年六月二十三日迄ニ被告人式拾弐名ヲ姫路少年刑務所ニ送
ル
一、予審 □月 □日ヨリ始リ全年八月六日ニテ終ル
一、保釈 □月 □日ヨリ全年十月十二日ニテ全部未決ヲ出
一、予審終決ハ 全年八月十二日ヲ以テ終決ス
一、第壹回公判ハ全年九月廿八日午前九時神戸地方裁判所姫路支
部法廷デ開クノ通知有ル
一、右公判九月廿八日ト有ルフ全年十月十二日及ビ十三日ノ両日
二変更ノ通知有リ
一、右十月十二日及十三日ノ二日間ヲ以て被告人式拾弐名ニ対シ
事実調べ有タ
一、第貳回公判ハ全年拾月拾九日午前十時ニ決定ス
一、拾月拾九日ノ公判ヲ拾壹月九日午前九時ト変更ス
一、拾壹月五日午前八時ヨリ神戸村東市場ノ現場実地検証 午後
証人調べノ通知有タ
右証人人名川島権兵衛大住神主上山長次郎門積鹿次郎溝口仙
之助大倉和太郎
一、右拾月五日現場実地検証及全月九日ノ公判ヲ無期延期ノ通知
有タ
一、実地検証及証人二対スル訊問ヲ拾貳月拾七日現場ニテ行フノ
通知有タ
一、右拾貳月拾七日ノ実地調及証人調ヲ昭和參年壹月拾四日ト変
更ノ通知有タ

一、右壹月拾四日ノ実地検証及証人調ベヲ貳月四日午前九時ハ変
更ノ通知アリ

一、右貳月四日実地検証及証人調參月參日ニ変更ノ通知有タ
一、右期日ヲ現場ニ於テ実地検証及ビ壹部証調ヲ行タ
立会人 裁判長立会判事式名 組合弁護士式名 地主弁護士壹名

一、全年參月拾日午前九時第二回公判開廷ノ通知有タ
一、右參月拾日午前九時ト有ルヲ全月廿一日四月壹日午前九時ト
変更ノ通知有タ

一、右期日ニ被告人各々姫路裁判所ニ出頭致タ
參拾壹日証人小淵刑事溝口仙之助門積鹿次郎大倉和太郎ノ聴
聞ニテ閉廷シタ
一、四月壹日弁論 午前中地主雇込ノ山地 組合小岩井伊藤弁論
午後清瀬一郎氏ヲ弁護人ニ頼ム 午後 地主雇込ノ敏下 組
合頼込ノ清瀬一郎氏弁論有タ

一、四月廿九日安積警察署ヨリ執行猶予ノ被告全部保証人親及親
類者壹名現在出頭ノ
通知有リ直ニ伊藤清太岩木仁三郎ノ二名安積署ニ行キ出稼不
在者ノ件ニ付面談ス結果 ハ五月一日現在者出頭セヨト有リ
一、五月二日秋田庄太郎岩木仁三郎植木一夫岩木友治伊藤清太ノ
五名保証人植木宇吉氏

秋田清市郎氏大坪富藏氏安積署ニ出頭シ執行猶予期間ノ心得
ヲ聞サル
一、五月三日裁判所ヨリ裁判費用ヲ被告人従罪者ニ請求有ル 一
金四拾貳円五拾六錢但シ 壱人宛金貳円十六錢
一、五月四日岩木仁三郎安積署ニ行キ巡査部長ニ依頼シ警察電話

ニテ供宅金交渉ノ

結果願書出セバ下ゲルトノ事

一、五月五日岩木仁三郎壱名ニテ裁判所費用納付及保釈金取下二
姫路裁判所ニ出頭シタ

費用ハ□□上納シタ 保釈金ハ種々手続ガ出来ナイ為金私困
難デ有タ 午後五時ニ

裁判所ガ小切手ヲ（橋本栄治上野田八名分）金壱百九拾円受
取タ

一、五月六日 午前八時日本銀行ヨリ金壱百九拾円現金ニテ受取
リ神戸ノ小坂慶太郎ヲ十 二時迄待タ

十二時ニ當人出頭シタガ自分思フ□□ノ小切手ハ無タ

全日午後八時帰宅金参拾円橋本栄吉ニ渡シ後金百六十円也
全拾時頃会計姫路定太郎氏渡タ

一、五月八日付ヲ裁判所ヨリ金預在者印ヲ持參シ 保釈金大至
急、受取ニ出頭セヨト達シ有タ

一、五月九日 岩木仁三郎ガ金預在者二代テ當人ノ実印及印鑑証
明ヲ姫路裁判所ニ持參致 シ小栗仁三郎岡本繁一山本相之助三
名分金七十円受取 午後九時帰宅シ姫路定太郎氏 二渡タ

（以上 採録終わり）

（上山注記）

昭和46年、植木宇吉・岩木仁三郎さん健在の時の話。「賀川豊

彦さんは度々泊り込んで指導してくださいました。「賀川さんの
ことを『乞食の神さん』と呼んでいた」と親しみを込めて話して
おられました。

又、涙なしには聞けない話もたくさん話してくださいました。

（平成18年4月3日記）

4月6日、岩木仁三郎（昭和六十二年一月十日、九十二才で召
天）さんが書き遺された「上野田農民史」、78頁目、署紙456枚の
コピーを、子孫の岩木喜美江さんから預かりました。

平成二十一年の賀川豊彦献身百周年に本稿を捧げます。
神戸市東灘区住吉東町四一八一一一 上山 勝

（武庫川女子大学教授）



染河内村のリーダー

「池田家履歴略記」

浅田耕三

備前岡山藩主池田氏の初代光政と五代目池田治政について「その晩年と臨終」といったテーマの原稿依頼を、東京の歴史関係の書物を出しているS出版社から受けた。

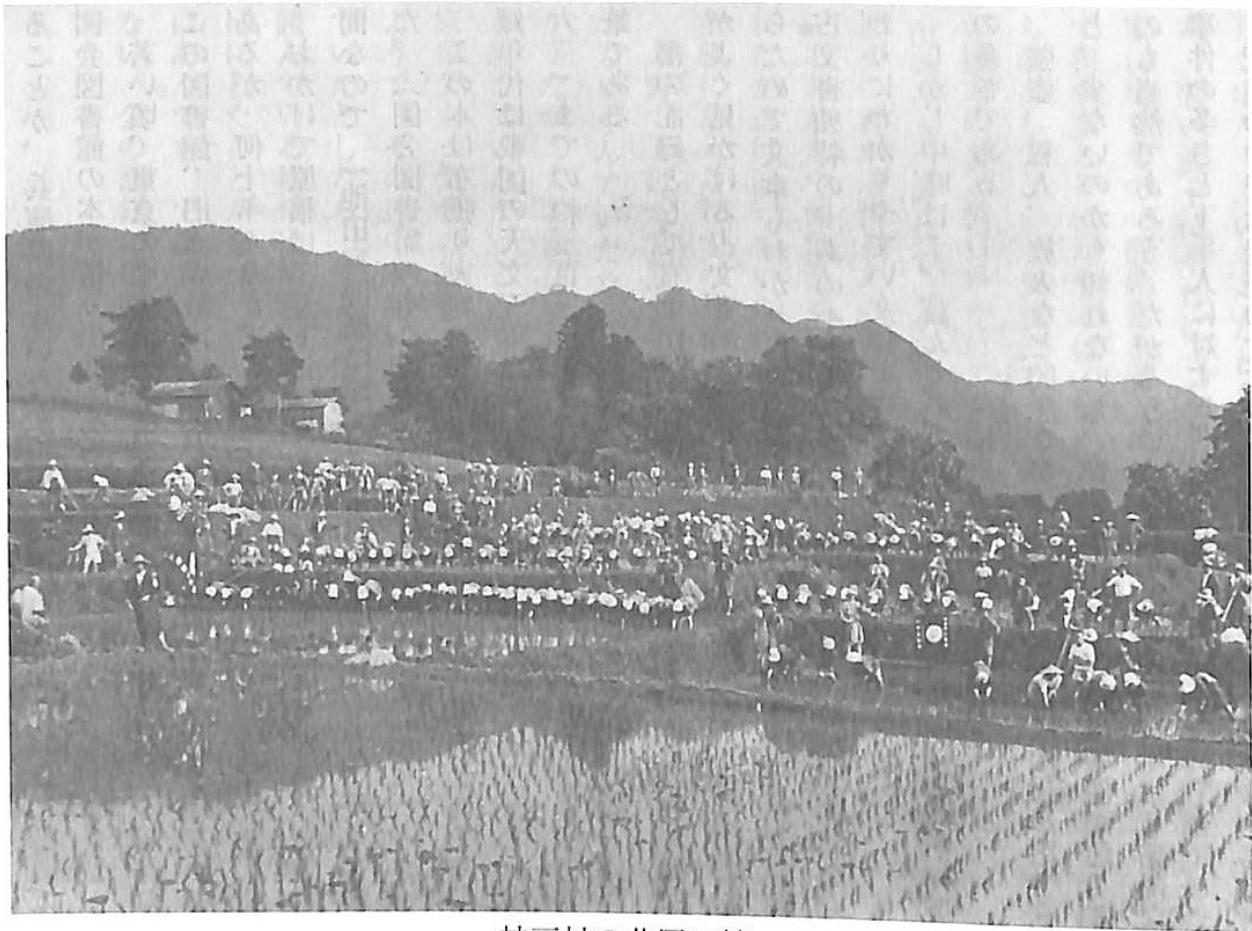
光政は慶安年間 山崎藩三万石の領主だった松平備前守恒元の実兄である。

閑谷学校を開き、陽明学者の熊沢蕃山を招き、社蒼を設けるなど名君の誉れ高い光政に関する史料は、手元にも市立図書館にも少々あるが、治政についてのものは市や近隣の図書館でもなかなか見つからなかつた。

明石の県立図書館に依頼したら岡山藩に関する書物を五冊送つて頂いたが、そのうち『備前藩殿様の生活』以外の四冊は、殆ど参考になりそうもない。

『備前藩殿様の生活』も、依頼を受けた一文を書くにはあまり役に立ちそうにないが、読みものとしては内容がユニークで至極おもしろい。岡山市内の出版元に電話でたずねると、さいわい在庫がまだあるとの事だつたのですぐ取り寄せた。

S出版が送ってきた、池田家の諸史料の目録をみると、史料価値の最も高そうなのは『池田家履歴略記』という一冊らしく、それが東京の国会図書館にあることがわかつた。うかつなことではじめて知ったのだが、今はなんと便利な有難い世の中になつてい



神戸村の共同田植

ることか、兵庫県の片いなかに住んでいても郵送料さえ払えば、国会図書館の本が借り出せるのである。

若い頃、東京の中央線の飯田橋に暫くいたので、近くの四谷のこの図書館、旧赤坂離宮の風格ある建物には何度か通ったことがあるが、何十年ぶりかでこの本にお目にかかるたび次第である。

おかげで原稿は二月下旬に書き上げたが、一ヶ月の貸し出し期間なので『池田家履歴略記』を市の図書館でじっくり閲覧できた。(国会図書館の本は自宅へは持ち帰れない)

この本は布張り大判で分厚く、上巻二十七巻・下巻十八巻、収録年代は戦国の天文五年(一五三六)から幕末の文久三年(一八六三)までの約三百三十年間。字体は活字ではなく全文が達筆な毛筆である。

藩の記録として右筆が記入していたものであろうが、われわれがよく見かける古文書の、いわゆるお家流の書体を、行書体にあらためて文章もわかり易く翻案したものであろう。というのは、古文書独特の、あのやたらに敬語が多く晦渋冗長な文章でなく、わりにわかりやすい文体で書かれているからである。

しかし中味は一、読んでみて最も衝撃的だったのはその不祥事の多さである。

強盗、殺人、放火など凶悪な事件の頻発する現代社会と比べると、少ないので知らないかも知れないし、長期間にはいろいろ事件が起こることのも当然であろう。だがそういう事を考慮しても、やはり酷薄な事件の多さと下手人に対する刑罰の俊厳さに驚く。

記述の中では発狂の文字が最も多いが、これは一時的な錯乱や

激怒なども含まれているようだ。他には自殺、出奔、刃傷、窃盜、汚職、背任横領、贋金作りなどなど、犯罪の種類はきわめて多く、そしてその刑罰は、斬首であり、目をそむけたくなるような陰惨さが目につく。

その例を二、三挙げると、十歳の小比丘尼(尼僧)を殺して道端に放置した下手人の男を斬に処し、犯行を少々手伝つた尼さんの一人の鼻を、もう一人の右手親指を削いで追放している。また、ある若い武士が親類の引っ越しの手伝いに行つた。その引っ越しが終わつて家人が荷物を整理したところ、着物が一枚足りない。何日かたつて着物が古着屋の店頭に掛けられているのを家人が見つけた。藩庁に訴え出、横目付が調査した所、手伝いに行つた若い武士の仕業とわかつた。しらせを受けた若い武士の家族、親類が集まり、くだんの武士を問い合わせると盗んだことを自白した。遊ぶ金ほしさについて手がでたという。

「腹を切れ」と同座の者総がかりで必死に弁明する若者を追い詰め、とうとう腹を切らせてしまつた。しかもその介錯を実の兄にやらせているのである。どんな気持ちで兄が弟の首をはねたか、などはもちろん一切記されていない。

またこんな記録もある。

夏の夕方、若い武士が浴衣を着て夕涼みに出た。町外れで剣術道場の同門の男に会つた。その男は中間だが剣の腕は若い武士より少々上であつた。「腕もないのに浴衣がけの腰に刀か」と中間が嘲笑した。中間は刀はもちろん差していない。

身分意識の厳しい社会、若者は思わずかうとなつてやにわに斬

りつけた。ふいをうたれた中間は逃げながら涼み台をけとばした。若い武士はそれにつまずいて転倒し、中間を取り逃がした。

家に帰りその一部始終を家人に告げると、「刀を抜きながらめざす相手をとりにがすとは、何たる不覚者、ただちに探し出して打ち果たしてこい」父親にこっぴどく叱られた若者は、友人、親戚の協力のもと何日かかけて中間の行方を追つた。と、

山の茂みに隠れていて時々下の池へ水を飲みにくる男がいると近くの者が通報したので山狩りをしてこれをとらえた。

あわれな中間は最初に切りつけられた時、指を三本切り落とされたが逃げ回っていたため養生もできず、傷口が化膿し、痛みと空腹にたえられず、抵抗もせず進んで若い武士に討たれている。

上野、下野、常陸、下総などいわゆる関八州は大名領、旗本領が入りこんでいたため治安が悪く、博徒、盜賊などの跳梁が多かつたが、大名領は統治が行き届いていてずっと平穏だったのかと思つていたが、どうもそうとばかりも言えなかつたようだ。武家奉公も、気骨の折れる、ストレスの溜まりやすい世渡りだったようで、その連中が腰に物騒な物をたばさみ、時に激昂、暴發していたとしたら、何とも危険な始末の悪いことだつたろう。時々

読んでいる播州山崎藩の古文書では、こういう殺傷事件は一度も目にしたことがない。ごく稀に藩庁から領民が譴責を受けた記録はあつても、では具体的に何をやつたか、ということは書かれていません。公の記録には残さなかつたのであろう。

『山崎町歴史街道』（十一）

●山崎町の史跡巡りをしませんか●

会報部

四十 山崎本多藩 大庄屋庄家屋敷 所在 山崎町高下

高下公民館の西に、大庄屋庄家屋敷があります。山崎町史によれば、江戸時代、山崎本多藩には3人の大庄屋があり、領内の39村を3分して担当し、大庄組と呼びました。毎月3と8の日には藩庁に出勤し、藩役員の指示を受けて事務処理を行つたと言うことです。

また、大庄屋の役職は、普通には代官の指示のもとで法令の伝達、年貢夫役の割付、各村の庄屋を経由して出される農民からの訴訟・願い出事項の処理など農民側と領主側の接点役であつたようです。

大庄屋であった庄氏は長水城の隣臣の出であり、家屋敷は面積約一千坪、建物は天保九年の再建、大庄屋時代のものです。また、邸内には、兵庫庭一〇〇選にも選ばれた庭がありますが、



大庄屋庄家

室町時代に築造されたもので、枯山水の滝のある名園であります。

四十一 東諏訪神社の大スギ（宍粟市指定天然記念物）

所在 山崎町高下

庄家の西側に、県道から山に向かった幅2m程の神社への参道があり、その杉林に覆われた道を、200m程進むと谷川沿いに東諏訪神社があります。

この神社境内に2本のスギの巨木があり、その1本が宍粟市指定の天然記念物の大スギです。根回り7・3m、幹回り（目通り）5・25m、樹高約50m、推定樹齢500年で、この地域にはこの地域には稀な単幹の巨木です。

スギは我が国特産の樹種で、日本人の生活に深い関わりを持つ木です。その語源も「直ぐの木」と

言うところから来ているようですが、東諏訪神社の大スギも伸びが良く天に向かって真っ直ぐ伸び、語源を現しています。

四十二 塩田明証寺のイワヒバ（イワマツ）群生地

（宍粟市指定天然記念物）所在 山崎町塩田

県道53号線を山崎市民局から西へ約6km程進むと塩田へ入る道があり、そこからまた、2km程進むと菩提山明証寺があります。

この明証寺裏山の岸壁に、広さ約300平方メートル程に数千

株のイワヒバ群落が自生しています。大きいものでは高さ30cmの株もあります。

住職のお話によれば、この寺は四百有余年の歴史を持つ寺ですが、このイワヒバも昔から生えていたようで、特に8代目の住職が手を入れて守られ、また、15代住職の時、岸壁の上の方まで樹木が除去され、広い群生地になりました。しかし、平成14年岸壁の一部が崩れ、危険防止の補強工事が行われ、翌15年には完成して元の状態に戻り、現在に至っているということです。

多年生常緑草本のイワヒバがこのような人里近くに群生していることは極めて稀であります。

また、イワヒバ以外にも、ツメレンゲ、ユキノシタ、ノキシノブ、ジヤノヒゲ、ヤブラン、イトゴケ、ワサビ、イチリンソウ、カヤランそしてレンギヨウ、ツツジ、アカマツ等もあります。イワヒバを中心にしてこれらの植物が岸壁や裾に生え、自然美の素晴らしい景観を見ることが出来ます。

なお、ツメレン

ゲは以前、農家の古びた茅葺きなどの屋根にもよく見られた



東諏訪神社大スギ

茅葺きの家が無くなり、当寺の裏山のような岸壁にしか見ることが出来なくなりました。イワヒバやカヤランと同様貴重な植物です。この様な希少植物を大切にしなければなりません。



ツメレンゲ



明証寺イワヒバ群落

事務局だより

一、平成十八年度総会は、三月五日宍粟防災センターを会場として開催しました。当日の記念講演は「北海道宍粟部落をたずねて」と題して、横井時成さんにお話を聞いていただきました。

二、会報の原稿を集めるのに苦慮しています。皆さんにお願いして充実した読みよい会報にしたいと思っています。ご協力をお願いします。

三、この号より、会報の発行費を抑制するため、会員の手で原稿よりパソコン編集までを、やっていますので不備の点はご了承くださいますようお願い致します。

四、市内の郷土ニュース、また、各地の石碑、墓碑等、世間に知られていないものが相当あるのではないかと思います。これらについて、ご近所見回していただきありましたら事務局まで、お知らせ下さい。

五、毎度同じことになりますが、研修旅行に多数の参加をお待ちしております。

